

総社市職員宿舎貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第37号

総社市職員宿舎貸与規則の一部を改正する規則

総社市職員宿舎貸与規則（平成20年総社市規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改正後	改正前									
(使用料) 第5条 宿舎の使用料は、有償とし、その額及び所在地等については、市長が別に定める。 2 略	(使用料等) 第5条 宿舎の所在地及び使用料は、別表に掲げるとおりとする。 2 略 <u>別表（第5条関係）</u> <table border="1"><thead><tr><th>所在地</th><th>戸数</th><th>使用料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>総社市中央四丁目16番地104—303号</td><td>1</td><td>5,000円</td></tr><tr><td>東京都新宿区市谷仲之町4番43—604号</td><td>1</td><td>5,000円</td></tr></tbody></table>	所在地	戸数	使用料月額	総社市中央四丁目16番地104—303号	1	5,000円	東京都新宿区市谷仲之町4番43—604号	1	5,000円
所在地	戸数	使用料月額								
総社市中央四丁目16番地104—303号	1	5,000円								
東京都新宿区市谷仲之町4番43—604号	1	5,000円								

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。